

衆議院法務委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 3 月 22 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

- 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（法務省の国会提出資料の誤りに対する再発防止策）
- ・ 山下法務大臣から発言がありました。
 - ・ 山下法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）藤原崇君（自民）、階猛君（国民）、井出庸生君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

藤原崇君（自民）

- （1） 階議員要求の資料の作成の瑕疵により国会審議がストップしたことについて、法務行政の責任者としての法務大臣の責任
- （2） 資料提出前に法務省内において誤りを発見できなかった原因
- （3） 国会提出資料の誤りに対する再発防止策となる今後の確認体制において最も重要な点

階猛君（国民）

- （1） 平成 15 年の湖東記念病院事件に関して、3 月 18 日付けで最高裁判所が特別抗告の棄却決定を行い再審開始が確定したことについての法務大臣の所感
- （2） 国会提出資料の誤りに関する責任の所在についての法務大臣の見解
- （3） 法務省大臣官房長が検察官として、裁判において被告人から証拠を撤回したい旨の申出があった場合に応じた経験の有無
- （4） 被告人の申出による検察官面前調書の撤回は相当狭い要件でしか認めないことの確認
- （5） 国会提出資料の誤りに対する法務省大臣官房長の責任の取り方
- （6） 第 197 国会において技能実習生に関する資料に誤りがあった際の再発防止に関する法務大臣の指示の具体的内容

井出庸生君（社保）

- （1） 階猛議員の資料要求に対して、誤りのある資料を提出することとなった経緯
- （2） 理事会等に陪席し資料要求の趣旨を把握している法務省大臣官房長が提出前に資料を確認し国会への説明責任の正確性を期すことの重要性に対する認識
- （3） 国会提出資料に誤りがあったことにより、当委員会の審議が遅れたのみならず、法務省の業務全体にも大きな支障が生じたのではないかとの考えに対する法務大臣の見解

2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第 19 号）

- ・ 山下法務大臣、門山法務大臣政務官、中村文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 階猛君（国民）及び藤野保史君（共産）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、公明、維新、社保、柚木道義君（無） 反対一国民、共産）
（質疑者）石原宏高君（自民）、浜地雅一君（公明）、山本和嘉子君（立憲）、山尾志桜里君（立憲）、階猛君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、井出庸生君（社保）

(質疑者及び主な質疑事項)

石原宏高君 (自民)

- (1) 判事の定員
 - ア 判事を40人増員する理由
 - イ 平成21年に判事補として採用された106人のうち、平成31年度に判事となる人数
 - ウ 平成31年度の判事定員2,125人に対する充員見込み
- (2) 法曹の平均年収
 - ア 判事補1号の給与年額と判事8号の給与年額
 - イ 1年目、5年目、15年目の弁護士の年間収入の平均値
- (3) 法曹のキャリアアップ
 - ア 判事補が海外のロースクール等に留学する割合
 - イ 法務省の在職10年以内の総合職職員等が海外のロースクール等に留学する割合
 - ウ 外国の弁護士資格を保有している裁判官及び大手法律事務所の弁護士の人数等の把握状況
- (4) 裁判所において公用車による送迎が提供される役職とその人数

浜地雅一君 (公明)

- (1) 成年後見制度
 - ア 成年後見制度における不正事案の状況及びその要因
 - イ 平成31年1月に最高裁判所が成年後見人の選定に関し、各家庭裁判所に通知した具体的内容及び背景・経緯
 - ウ 当該通知が第三者後見人の育成に与える影響についての厚生労働省の見解
- (2) 稼働が少ないとの指摘がある少年鑑別所が社会のために行っている取組

山本和嘉子君 (立憲)

- (1) 判事の増員は将来的な方向性に即して行っていく必要があるとの指摘に対する最高裁判所当局の見解
- (2) 特定技能外国人の受入れ
 - ア 日本人と同等以上の賃金が実際に支払われたか否かの確認方法
 - イ 外国人労働者が労働問題を相談できる窓口の整備・充実のための取組内容
 - ウ 適切な労働環境を確保している企業のみが受入れ機関となれることの確認
 - エ 外国人に対する差別的取扱いに対する取組を進める必要性についての法務大臣の見解
- (3) 犯罪被害者支援
 - ア 今国会に提出されている民事執行法改正案が損害賠償命令の執行にもたらす効果
 - イ 加害者が支払う損害賠償を国が代行した後、国が加害者から回収する代執行制度の導入についての法務省の見解
 - ウ ドイツやイギリスでとられている重篤な犯罪被害者に対する年金支給や医療支援制度の導入についての検討状況
 - エ 警察庁における犯罪被害者支援制度の周知を進める方策
 - オ 精神的に傷ついた犯罪被害者及び遺族の精神的ケアの拡充に対する警察庁の見解

山尾志桜里君 (立憲)

- (1) 訟務分野における判検交流
 - ア 訟務分野における判検交流を縮小するとの方針の変更の有無
 - イ 国の指定代理人として活動する者となっていない裁判官出身の訟務検事が繁忙時に臨時で国の指定代理人として活動することもあるとの運用の変更の有無
 - ウ 直近1年行っていないというイの運用を今後も行わない方針であるかどうかについての確認
 - エ 訟務分野における判検交流の縮小について法務省内で改めて検討し、進めていく必要性に対する法務大臣の見解
- (2) 前国会において公表前に報道された特定技能外国人の業種別受入れ見込数に係る情報漏出の経緯についての法務省の調査結果
- (3) 特定技能制度
 - ア 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームにおいて実施されている、失踪技能実習生の聴取票を端緒とした実習実施者側の不正行為の有無などの調査の対象期間
 - イ アの調査の結果、その責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させたとされた実習実施者が特定技能外国人の受入れ機関とならないようにするための、特定技能の在留資格の審査を行う部門への調査結果の情報共有体制
 - ウ 技能実習生の失踪理由が契約賃金以下の賃金である場合の実習実施者の帰責性の有無
 - エ 技能実習生の失踪理由が最低賃金以下の賃金である場合の実習実施者の帰責性の有無
 - オ 法務省作成の「技能実習生の現状」において、契約賃金以下や最低賃金以下の賃金を理由とする失踪をより高い賃金を求めての失踪としている記載の訂正の必要性
 - カ 契約賃金以下又は最低賃金以下の賃金を理由とする失踪は実習実施者側に帰責性があるとの法務大臣政務官の答弁と整合しないため、オの記載の訂正を行うべきとの意見に対する法務大臣の見解

階猛君（国民）

- (1) 東京家庭裁判所において離婚調停中の夫が妻を刺殺した事件に関する最高裁判所当局の警備面での反省点
- (2) 全国と東京地方裁判所家庭裁判所分のそれぞれについて、今までに削減した裁判所の技能労務職員のうち警備業務に従事する者の人数及び警備業務の外部委託経費の額
- (3) 判事補の欠員
 - ア 判事補の欠員が裁判所の他の職種や他省庁職員の欠員に比べても多過ぎるという意見に対する最高裁判所当局及び財務省の見解
 - イ 人件費に係る予算額は充員の見込みのない定員を前提として積算しているので過大であるとの指摘に対する財務省の見解
 - ウ 裁判所の安全が脅かされる事件が起きた中、技能労務職員の定員を削減するより、更に予算の圧縮効果が得られる判事補の定員削減をすべきとの意見に対する財務省の見解
 - エ 平成32年1月の判事補採用後の判事補定員の欠員見込数
 - オ 判事補の定員を追加で50人削減すべきとの意見に対する最高裁判所当局の見解
- (4) 本法案について毎年国会で議論する重要性についての法務大臣の見解
- (5) 判事補採用者に占める司法試験予備試験合格者の占める割合が増加している理由
- (6) 法科大学院の集中改革期間の終了に際し、法科大学院志願者の減少や法科大学院修了者のレベル低下の可能性などについて総括する必要性に対する文部科学大臣政務官の見解
- (7) 法科大学院入学者の減少が止められないまま、司法試験予備試験の難度を上げることなどで司法試験予備試験合格者を削減し、司法試験合格者1,500人を維持することにより、法科大学院修了者の司法試験の累積合格率7割以上という平成27年の法曹養成制度改革推進会議決定における目標を達成することは間違いであるとの意見に対する文部科学大臣政務官の見解
- (8) 今国会に提出されている「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正

する法律案」は、プロセスによる法曹養成を否定するもので、法曹志望者数の回復のためでなく法科大学院の存続だけのためのものであり、撤回すべきとの意見に対する文部科学大臣政務官の見解

藤野保史君（共産）

- (1) 本法案は憲法 32 条の国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するために裁判部門の体制の充実を図るものであり、裁判所の最も大きな課題の一つであるという理解についての確認
- (2) 平成 30 年 4 月 10 日の参議院法務委員会における人的拡充が裁判所の最も大きな課題であるとの答弁からの変更の有無
- (3) 概算要求における定員数との比較
 - ア 本法案における書記官及び事務官の各定員の増員数の概算要求時からの増減
 - イ 概算要求時から書記官及び事務官の各定員の増員数を削減した理由並びに同削減が最高裁判所の自主的な判断によるものか否かの確認
 - ウ 概算要求時には裁判所職員の業務の実態を踏まえて増員要求したにもかかわらず、本法案において自主的に増員数を削減した理由
- (4) 裁判所における長期病休者
 - ア 精神疾患による裁判官以外の裁判所職員の休職者数
 - イ 平成 28 年度から平成 29 年度にかけて精神疾患による休職者数が急増している理由及びその対策についての最高裁判所当局の見解
 - ウ 長期病休者の増加により裁判所に求められている役割が果たせなくなるとの懸念に対する最高裁判所当局の認識
- (5) 家庭裁判所調査官による専門性が求められる調査や事案の増加の有無
- (6) 地方から中央への人員のシフト
 - ア 平成 29 年度から平成 30 年度にかけて各高等裁判所管内の書記官及び事務官の各定員数の増減
 - イ 職員が 2 人体制の 2 人庁及び 3 人体制の 3 人庁の各庁数の推移
 - ウ 全国における司法サービスの保障の観点から、地方の職員削減及び中央への人員のシフトを見直す必要性に対する最高裁判所当局の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 憲法の遵守を約束している裁判官の人数
- (2) 裁判官が審判をする際に批准した条約を斟酌する必要があるか否かについての法務大臣の見解
- (3) 裁判所法が禁ずる「積極的政治運動」に抵触する可能性がある言動が報道された裁判官への対応方針
- (4) 離婚に伴う親権の争いについて、夫婦間での子の連れ去りを犯罪として対応する諸外国と異なり、適切な対応がとられておらず、他の事件を誘発する温床となりかねない国内の現状についての法務大臣の見解

井出庸生君（社保）

- (1) イチローの引退会見での米国で外国人として生活した経験に関するコメントが、外国人受入れ拡大に伴う共生施策において一つの示唆を与えてくれるという点についての法務大臣の見解
- (2) 性犯罪について性的自由という保護法益を刑法の条文に明記することについての法務大臣の見解
- (3) 合議体による審理充実と審理期間の短縮の両方を目標として設定することの適否及び裁判所の施設面の充実についての最高裁判所当局の見解